

第4章 地方自治体の科学技術政策

4-1 地方自治体の科学技術政策の変遷

第2章で示したとおり、地域政策には「国家による地域政策」と「地域による地域政策」の二つの地域政策がある（「図表2-2 2つの地域政策」）。地方自治体の科学技術政策という場合にも、全体社会への貢献目的に重きを置く「国による地方自治体の科学技術政策」と地域の課題解決目的に重きを置く「地方自治体による地方自治体の科学技術政策」の二つが存在する。

当然のことだが、地方自治体が「政策」として科学技術を担うのには、都道府県の存在が前提となる。よって、我が国の地方自治体の科学技術政策は、戦後の新憲法下の地方自治法の制定以降のこととなる。

戦前からの科学技術の地域展開についてまとめたものに、『1992（平成4）年版 科学技術白書』がある。同白書によれば、地域の科学技術研究拠点には、国立試験研究機関・公設試験研究機関・公益法人等の研究所（特殊法人、認可法人、公益法人等）・大学・民間企業等があり、これらについて、研究者数・設備・活動・研究費等を見てみると、戦前の地域における科学技術の推進主体は、「公設試験研究機関・大学を中心に農林水産業系、工業系の分野で研究が進められて¹⁰⁴」いたことが指摘されており、第2次世界大戦後に公設試験研究機関は都道府県へと引き継がれている。

1960年代に入ると我が国は高度経済成長期を迎える、1960年代後半（昭和30年代前半）からは、公害問題が各地で発生し、また新しい化学物質の普及等により、地方衛生研究所の強化が行われ、公害監視センター、公害研究所等の公設試験研究機関が設置されている（図表4-1）。

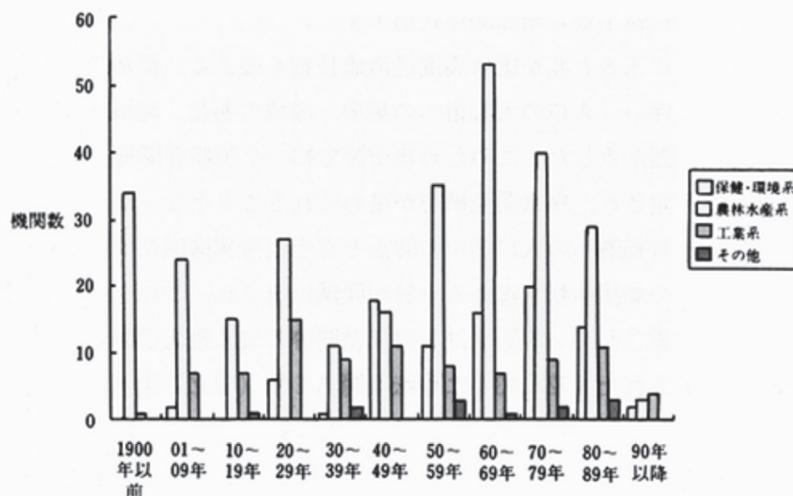
公設試験研究機関の使用研究費及び研究所数について、1985（昭和60）年には、全国に679の公設試験研究機関（国営をのぞく）があり、研究者数15,976人（日本の総研究者数の3.1%に相当）、使用研究費は2,069億円（日本の研究費の2.3%）、10年前との比較では、使用研究費は74%増（年平均5.8%）となっている¹⁰⁵（図表4-2）。

¹⁰⁴ 科学技術庁『1992（平成4）年版 科学技術白書』

公設試験研究機関では農林水産業系の機関が最も早く整備が進んだ。農林水産業系の公設試験研究機関は明治20年頃からしだいに設立され、明治33年までにほとんどの府県で設置されている。国としても明治32年に府県農事試験場国庫補助法を制定し、公設試験研究機関の助成を行っている。一方、工業系の公設試験研究機関は明治34年の「府県郡市工業試験場及ヒ府県郡工業講習所規定」の制定によりその設置の促進が図られ、昭和初期までにほとんどの府県に整備された。

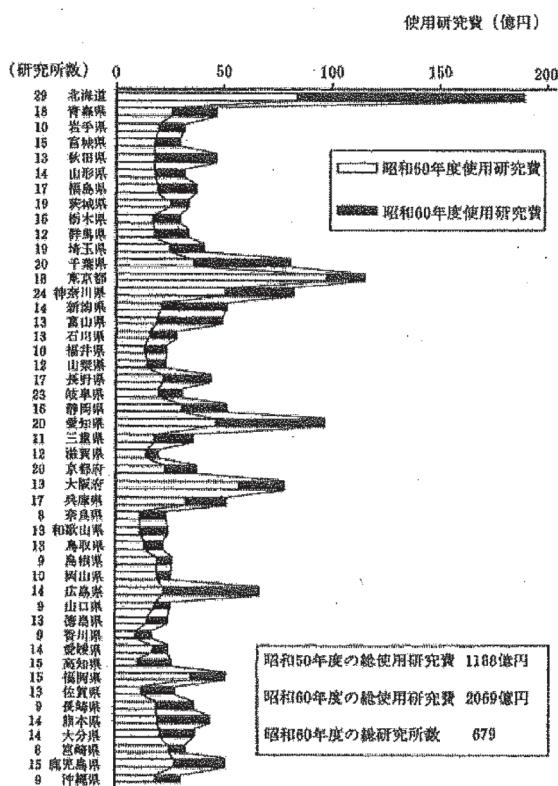
¹⁰⁵ 北海道では農業試験場や水産試験場など、農業水産関係の試験研究機関が多いのに対して、東京、神奈川では、工業関係、都市環境整備に関する試験研究機関が多いという特徴がある。

図表4-1 公設試験研究機関の設立年



(出所) 科学技術庁『1992(平成4)年版 科学技術白書』

図表4-2 公設試験研究機関の使用研究費及び研究所数



資料：総務省「科学技術研究調査報告」

(出所) 科学技術庁『1987(昭和62)年版 科学技術白書』第3部—第3章—7 地方科学技術の推進

このような経緯の中で、地方自治体における「政策」としての科学技術は、いつ頃から推進されてきたと見ることができるだろうか。

科学技術庁の1990（平成2）年度調査¹⁰⁶によると、「40都道府県が科学技術の振興の重要性を認識しており、科学技術政策を専門に担当するセクションを設置している都道府県は10箇所である。セクションの形態としては、商工部局、企画調整部局の既設の室や課で行うものが多いが、神奈川県では科学技術政策を横断的かつ専門的に推進するため、企画部に科学技術政策室を設置している。」との結果がある。

2010（平成22）年現在は、全ての地方自治体において科学技術担当部署が設置されており、総合政策部や企画部等、総合的な調整を行う所管部局に設置している地方自治体は14カ所となっている（図表4-3）。

図表4-3 地方自治体の科学技術担当部署

	総	商		総	商		総	商
北海道	○		石川県		○	岡山県		○
青森県		○	福井県		○	広島県		○
秋田県	○		山梨県	○		山口県		○
岩手県		○	長野県		○	徳島県		○
宮城県		○	岐阜県			香川県	○	
山形県		○	静岡県		○	愛媛県	○	
福島県		○	愛知県		○	高知県		○
茨城県	○		三重県		○	福岡県		○
栃木県		○	滋賀県		○	佐賀県		○
群馬県	○		京都府		○	長崎県	○	
埼玉県		○	大阪府		○	熊本県	○	
千葉県	○		兵庫県		○	大分県		○
東京都	○		奈良県		○	宮崎県	○	
神奈川県	○		和歌山県		○	鹿児島県		○
新潟県		○	鳥取県		○	沖縄県	○	
富山県		○	島根県		○			

（注）総合政策部や企画部等、総合的な調整を行う所管部局が担当している場合（総）

商工業や農業等、産業振興を担う所管部局が担当している場合（商）

（出所）「2010（平成22）年版 科学技術振興関係担当者名簿」財団法人全日本地域研究交流会（JAREC）を元に、筆者作成

¹⁰⁶ 科学技術庁（1990）「都道府県における科学技術政策に関する調査」

また、現在の地方自治体による科学技術審議会等の設置状況は、以下のとおりとなっている。現在、43都道府県と7市が、科学技術の振興のための施策を審議する審議会等を設置しており、その設置時期について年代ごとに数えてみると、1970年代までが2件、1980年代が4件、1990年代が25件、2000年以降が19件となっている。このうち、科学技術基本法が制定された1995（平成7）年11月以降の設置は38件／50件（76%）であり、地方自治体による科学技術審議会等の設置は、1995（平成7）年の科学技術基本法制定以降に進んだといえる（図表4-4）。

図表4-4 地方自治体における科学技術審議会等の設置状況

科学技術審議会等名稱(設置時期)		科学技術審議会等名稱(設置時期)	
北海道	北海道科学技術審議会(昭和27年9月～)	大阪府	大阪府科学技術懇話会(昭和61年12月～)
青森県	青森県産業科学技術会議(平成9年12月～平成11年5月)→青森県研究開発協議会(平成11年6月～平成19年3月)	兵庫県	兵庫県科学技術会議(平成12年4月～)
秋田県	あきた総合科学技術会議(平成14年8月～)	奈良県	奈良県科学技術振興指針策定委員会(平成19年8月～平成20年3月)→奈良県科学技術振興会議(平成20年度設置予定)
岩手県	岩手県科学技術振興推進会議(平成元年4月～)	和歌山県	和歌山県科学技術戦略会議(平成16年9月～)
宮城県	宮城県科学技術振興指針策定委員会(平成10年7月～平成11年3月)	鳥取県	鳥取県科学技術振興会議(平成11年3月～平成14年12月)
山形県	山形県科学技術会議(平成11年4月～)	島根県	島根県科学技術振興会議(平成10年10月～)
福島県	福島県科学技術推進会議(平成9年5月～)	広島県	広島県科学技術振興会議(平成4年5月～平成6年3月)
茨城県	茨城県科学技術振興会議(平成15年9月～)	山口県	山口県科学技術振興会議(平成3年5月～)
栃木県	栃木県科学技術振興会議(平成11年7月～)	香川県	香川県科学技術会議(平成9年6月～)
群馬県	群馬県科学技術振興推進本部(平成11年9月～)	愛媛県	愛媛県科学技術振興会議(平成13年7月～)
埼玉県	埼玉県科学技術会議(平成7年1月～)	徳島県	徳島県科学技術振興ビジョン策定懇話会(平成10年6月～平成11年3月)→徳島県科学技術振興計画策定委員会(平成20年3月～)
千葉県	千葉県科学会議(平成6年11月～)	高知県	高知県科学・技術アカデミー(平成16年1月～平成18年3月)
神奈川県	神奈川県科学技術会議(昭和63年6月～)	佐賀県	佐賀県科学技術会議(平成8年2月～)
新潟県	新潟県科学技術会議(平成10年4月～)	長崎県	長崎県科学技術振興会議(平成10年10月～)
富山県	富山県科学技術会議(昭和58年11月～)	熊本県	熊本県科学技術会議(平成11年9月～)
石川県	石川県産業科学技術会議(平成9年12月～平成15年10月)→石川県産業革新戦略会議(平成15年11月～)	大分県	大分県科学技術振興指針検討委員会(H14年6月～H15年3月)
福井県	福井県科学技術振興会議(平成10年4月～平成16年3月)→福井県産力戦略本部(平成16年5月～)	宮崎県	宮崎県科学技術会議(平成13年8月～)
山梨県	山梨県科学技術会議(平成3年9月～)	鹿児島県	鹿児島県科学技術振興推進会議(平成15年4月～)
長野県	長野県科学技術産業振興構想検討会(平成11年10月～12月)	沖縄県	沖縄県科学技術振興協議会(平成7年1月～平成19年3月)→沖縄県科学技術会議(平成19年10月～)
岐阜県	岐阜県科学技術振興会議(平成8年7月～)	川崎市	川崎市イノベーション推進会議(平成15年8月～平成18年3月)
愛知県	愛知県科学技術会議(平成12年2月～)	横浜市	横浜市産学連携推進会議(平成11年10月～平成15年3月)
三重県	みえサロス・アカデミー代表者会議(H13年4月～H17年5月)→科学技術交流会議(H17年6月～H19年3月)→科学技術振興懇話会(H19年4月～H20年1月)	京都市	京都市産業科学技術振興計画策定委員会(平成17年8月～平成18年9月)→京都市産業科学技術推進委員会(平成19年7月～)
滋賀県	滋賀県科学技術振興会議(平成15年4月～)	大阪市	大阪市産業科学技術振興計画推進会議(平成12年5月～)
京都府	京都府科学技術審議会(昭和36年9月～)	広島市	広島市科学技術懇問会議(平成15年10月～)
		北九州市	北九州市科学技術振興会議(平成14年11月～平成16年3月)
		福岡市	福岡市科学技術振興ビジョンストラーテジー会議(H13年9月～H14年6月)

（出所）文部科学省『2010（平成22）年版 科学技術白書』p. 182.

このように地方自治体の科学技術は、「政策」として意識される以前から、農業・工業等の地場産業の振興等、地域の社会課題解決を目的とした公設試験研究機関の活動に始まった。そして、多くの地方自治体において科学技術が「政策」として推進されるようになったのは、1995（平成7）年の科学技術基本法制定以後のことといえよう。

4-2 国による地方自治体の科学技術政策

地方自治体の科学技術政策は、国がそれを推し進めれば「全体社会への貢献」という目的が重視され、地方自治体自らが推し進めれば「地域の課題解決」という目的が重視されることとは、これまでに指摘してきた。

1992（平成4）年の科学技術白書にも、地方自治体の科学技術政策は、国の側からも地域の側からも重要であり、しかし、国の目標とする地方自治体の科学技術政策と地方自治体の目標とするそれとには、異なりがあることが述べられている。

「国においては、地域における科学技術の推進を図ることにより我が国全体の科学技術水準の向上が進むことを期待し、また、安心して暮らせる潤いのある社会の構築、科学技術と人間・社会との調和、科学技術系人材の養成等の施策の実現を地方公共団体の協力を得つつ地域の場で進めていこうとするものである。

一方、地域にあっては、科学技術の振興を地域で図ることにより、地域の技術力の向上、高度な研究者・技術者の養成、新たな産業シーズの創出等をもたらし、先端的産業の発生や科学技術の発信基地の役割を果たすことを通じ、県内総生産や県民所得の向上、雇用機会の確保、若年人口の確保、地域の活性化などの社会的経済的効果を実現していこうとするものである。また地域にあってはこのほか、地域の生活を豊かなものとしていくために保健・医療・福祉の向上、災害の防止、より快適な生活環境の確保などの住民ニーズに応えるためにも科学技術の振興が必要となっている。¹⁰⁷」

現在の地方自治体の科学技術政策について、科学技術基本法の条文からみれば、全体社会への貢献目的に重きを置く「国による地方自治体の科学技術政策」の推進が企図されていると見受けられる。以下は、科学技術基本法に示された、科学技術基本法の目的、科学技術振興に関する地方公共団体の責務等に関する部分の抜粋である。

【科学技術基本法より、地域の科学技術政策に関する部分を抜粋】

➤ 第1条（目的）

この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目

¹⁰⁷ 科学技術庁『1992（平成4）年版 科学技術白書』

的とする。

➤ 第4条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、科学技術の振興に際し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

➤ 第5条（国及び地方公共団体の施策の策定等に当たっての配慮）

国及び地方公共団体は、科学技術の振興に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基礎研究が新しい現象の発見及び解明並びに独創的な新技術の創出等をもたらすものであること、その成果の見通しを当初から立てることが難しく、また、その成果が実用化に必ずしも結び付くものではないこと等の性質を有するものであることにかんがみ、基礎研究の推進において国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならない。

上記に定めがあるように、科学技術基本法の目的（第1条）は、「我が国における科学技術の水準の向上」「我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上」「世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献」することにある。全体社会への貢献のために、地方公共団体の責務（第4条）が定められ、地方公共団体の施策策定に当たっての配慮（第5条）として、（地域の課題解決に即座に結び付かない）「基礎研究の推進において国及び地方公共団体が果たす役割の重要性に配慮しなければならない」ということが明記されている。

このような「国による地方自治体の科学技術政策」は、『科学技術白書¹⁰⁸』の中に早い時期から見ることができる。

まず、1958（昭和33）年の科学技術白書には、基礎科学の大規模化や国際競争を理由として、「国による地方自治体の科学技術政策」が重要となってきたことが示されている。

「近時、総合的な技術開発を担当する政府の役割が、世界的になってきていることが注目される。これは、技術開発の総合化と、大規模化にともなってぼう大な経費と多くの人員とを要し、多方面の協力を必要とするため、一企業、一研究機関では大規模な技術の開発ができなくなったことによるのである。現在わが国でとりあげられている原子力開発はひとつの典型的な例である。すなわち、政府みずからプログラムをもち、直属の研究機関

¹⁰⁸ 我が国の『科学技術白書』は、一部の年度を除いて文部科学省のサイトから閲覧が可能であり、最も古いものは、1958（昭和33）年の白書である。当時は科学技術庁がその編集を行った。現在の『科学技術白書』の位置づけは、科学技術基本法（平成7年法律第130号）第八条の規定に基づき「科学技術の振興に関して講じた施策について報告」を行うものと定められている。
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/kagaku.htm

を動員し、また産業界、学会の協力のもとに関連技術を委託研究により開発し、あるいは補助金によって育成しつつ、総合的に開発を進めてゆく方式である。わが国に必要とされる総合的新技術の開発において、今後この方式を採用する必要がしばしばおこってくるであろう。このほか、民間、地方自治体の研究活動や技術の企業化に対して財政、金融、税制の面でこれを援助し、特許制度の適正な運営や標準化事業の健全な育成をはかり、また研究成果や内外情報の交流を行う情報活動など、国際的な協力や連絡を行うなどの行政をも推進する必要がある。¹⁰⁹」

続いて1973（昭和48）年の科学技術白書には、科学技術文献等を網羅的、総合的に収集・整理・加工するための科学技術情報サービス（図書館業務等）の体制整備の必要性が示されている。

「近年、各地における科学技術活動の進展はめざましく、これとともに各地域における情報需要も増大しているが、これに対して日本科学技術情報センターの支所をはじめ、全国各地で図書館や工業試験場を母体とした科学技術情報サービス活動など各種の動きが活発化しつつある。～中略～これらの活動内容は、主として図書資料等の相互貸借、相互補完、目録の作成、複写、研究会や講習会の開催等である。このほか、長野県技術情報センターをはじめ、石川県、高知県など工業試験場の技術相談所部門を基礎に科学技術情報活動を行なうものもでてきている。これらの組織は主として中小企業を対象としたものであるが、今後、全国的にこのような情報センターを整備し、中小企業の技術水準の向上に役立てるため、4か年計画で各府県に新たな機構を設立すべく準備が進められている。これらの諸活動もまた、規模が小さくそれぞれ個別に活動を進めているものが多く、各地域における情報需要に対し十分な活動ができない状態にあり、全国的な流通システムの確立によって、迅速かつ的確に情報が入手でき、それらをサービスできる体制に整備されることが強く望まれている。¹¹⁰」

また、1985（昭和60）年の科学技術白書には、我が国の更なる経済発展のためには、産学住一体型の都市造りが重要であることが示されている。現在にも貫かれている「科学技術政策は、地域経済社会の活性化の鍵である¹¹¹」という考え方には、この当時

¹⁰⁹ 科学技術庁『1958（昭和33）年版 科学技術白書』第1部－第4章－2. 政府の役割

¹¹⁰ 科学技術庁『1973（昭和48）年版 科学技術白書』第2部－第2章－2. 科学技術情報の処理

¹¹¹ 1958（昭和33）年の科学技術白書には、次のような一文がある。「研究は生産や販売とならんで、いまや新しいビジネスの1つの形式となりつつある」。科学技術の分野が経済活性化に影響を与えていていることは、従前より指摘されていたが、その影響が80年代には、飛躍的に拡大し

に生じてきたと見ることができよう。

「国家政策としては各地域のバランスのある発展を求めて、現在定住圏構想¹¹²を進めており、その一環として生産活動の面で工場の地方分散を図ってきたが、近時ではテクノポリスに見られるように、产学研が一体的に構成された都市造りが行われる等それぞれの地域経済の発展の促進を図ってきた。これを研究開発活動の面で見ると人の集積効果は生産活動に比べてより大きく、製造品出荷高のシェア26%の南関東に研究者(国勢調査による区分)の48%、大学教員の36%が集中していることからもわかるように、人口、産業の集中度以上に中核となる地域への研究開発関係人材の集積が見られる。～中略～ 我が国においても、すでに首都圏からの機能分散の一環として国の研究機関を中心とした筑波研究学園都市の建設が進められており、また、関西文化学術研究都市も構想から建設の段階へ移行しつつあるなど、我が国でもより大きな研究者の集積効果を目指した都市造りが行われ始めている。また、欧米のように明らかな形で新技術の開発を軸にしたものではないものの、大学や研究機関等の知的機能が集まりやすい地域にその時代その時代の先端的技術に立脚した企業が集積してきた。¹¹³」

以上のように、「国による地方自治体の科学技術政策」は、基礎科学研究の大規模化や国際競争のため、我が国が更なる経済発展のために推進されてきた¹¹⁴ものであるが、最後にその問題点を整理する。

1992（平成4）年の科学技術白書には、「地域における科学技術推進上の問題点」として以下の3点が指摘されている。しかし、これは「国による地方自治体の科学技術政策推進上の問題点」とみなすことができよう。

① 研究拠点の地域分散傾向¹¹⁵が見受けられる中、研究拠点を誘致・新設する側

てきたということであろう。知的制度としての科学技術は、社会的制度へと発展したのである。¹¹² 定住圏構想とは、高度経済成長により達成された富を地方へ配分することにより地方への定住構想の実現を図るもので、首都圏への諸機能の一極集中から、地方への分散と活性化へと、地域の経済社会発展によりさらなる国家の経済発展を目指すものである。具体的には、地域振興策の転換をはかるべく、企業誘致からテクノポリス等先端的技術の地域への導入・定着化を求めている。

¹¹³ 科学技術庁『1985（昭和60）年版 科学技術白書』第1部－第2章－3. 新たな展開を見せる研究開発活動

¹¹⁴ 文部科学省では現在、「地域イノベーションクラスタープログラム」を展開している。これは、優れた研究開発ポテンシャルを有する地域の大学等を核とした产学研官共同研究等の実施であり、产学研官のネットワーク構築により、イノベーションを創出しようと試みるものである。

¹¹⁵ 国立及び公設試験研究機関についてはあまり変化は見られず、大学については東京以外の地域への分散傾向が見られた。さらに、民間企業の研究所の新規立地については、関東圏以外の地域への分散傾向が顕著に見られた。

になる地方自治体は、研究拠点の誘致に関してはそれほど重視していない。

- ② 地域間の研究交流は東京圏を中心に実施されており、地方においては研究交流が進まない。
- ③ 研究人材の確保について、企業の発展のためにも、地方自治体に対して人材育成を望む声が多い。各地方自治体は各種施策を講じているものの、満足な成果は得られていない。

4-3 地方自治体による地方自治体の科学技術政策

地方自治体の科学技術政策を、全体社会への貢献を目的とする「国による地方自治体の科学技術政策」として見たとき、そこには各地方自治体の各種施策からは満足な成果が得られていないという一面があった。

しかし、地方自治体の科学技術政策を、地域の課題解決を目的とする「地方自治体による地方自治体の科学技術政策」として見たとき、その成果はどのようにになっているだろうか。

そもそも地方自治体の科学技術は、「政策」として意識される以前から、農業・工業等の地場産業の振興等、地域の課題解決を目的とした公設試験研究機関の活動に始まった。現在、全ての地方自治体に科学技術担当部署が設置されているが、その担当セクションは、総合政策部や企画部等より産業振興を主とするセクションへの設置が多い¹¹⁶。

1958（昭和33）年の科学技術白書には、科学技術の生産部門への普及について、中小企業と農林業の場合に、地方自治体の果たす役割が大きいことが示されている。

「科学技術の生産部門への普及において、ただちに問題となるのは、経営者の技術改善に対する積極性と企業の条件である。～中略～しかしわが国では、これらのすべてをみずから行いうる企業はごく限られた範囲で、新技術を実際化するために十分な条件をもたない企業の多いところに問題があり、前の図¹¹⁷に示すような種々の普及の努力がなされる。そしてその努力のうちとくに、公共機関あるいは企業外の機関から普及のための活動がなされているのは、中小企業と農林業の場合である。」

当時の中小企業と農林業に対する普及組織は、次表に見ることができる（図表4-5）。

¹¹⁶ 「図表4-3 地方自治体の科学技術担当部署」参照。

¹¹⁷ 「科学技術の普及を早める作用の図示」科学技術の普及を早めるためには、導入のための資金の準備と、労働者の転換と質の確保、関連企業の技術向上など、産業界のみならず家庭、学校教育、マスメディア、研究機関等、社会全体が携わっていく必要があるということを図式化したもの。科学技術庁『1958（昭和33）年版 科学技術白書』第2部－第7章－1 生産活動への普及。

図表4-5 中小企業と農林業への技術普及組織

組 織	施 設	普 及 者	分 布	活 動 対 象
(中小企業)				
(1)公立試験研究所	研 究 所 116	研究員 867	都道府県	個別中小企業者
(2)企業診断制度	企 業 相 談 所 631	企業診断員 867	都道府県	個別事業場、協組
	研 究 工 場 46			
	モ デ ル 工 場 101			
(3)協 同 組 合	府 県 中 央 会 46	巡回指導員 115	都道府県	単位協組組合員
	指 導 員 養 成 所			
(4)技 術 士 制 度	日本技術士会	技 術 士 530	全 国	事 業 場
(5)生産性向上運動	本部、地方本部 4	(専 任 勤 員)	全国、地方ブロック	ク
(6)そ の 他	行政機関、振興団体			
(農 林 業)				
(1)農業改良普及制度	耕種改善試作圃 3,372	農業改良普及員 10,750 専門技術員 577	全国1,932地区 都道府県	個別農家、農事研究会、青少年グループ、部落会等
(2)蚕桑技術普及制度	蚕糸指導所	蚕糸技術普及員 3,580	都道府県	ク
(3)林業技術普及制度		地区技術普及員 2,558 専門技術普及員 701	森林区 2,244	林 業 家
(4)水産技術普及制度		技術指導員		個別漁家、漁民研究グループ
(5)農業協同組合	府 県 中 央 会	営業技術員		組合員、青年部農業部
(6)そ の 他	行 政 機 関			

備考：数字は、昭和32年中に発表されたもの

(出所) 科学技術庁『1958(昭和33)年版 科学技術白書』第2部－第7章－1. 生産活動への普及

このように、「地方自治体による地方自体の科学技術政策」は、「政策」として意識される以前から、農業・工業等の地場産業の振興等、それぞれの目的に応じて行われてきたものであり、「政策」となって以降も、以前と変わらぬ地域の社会課題解決という目的のために脈々と受け継がれてきた。地方自治体の科学技術政策は、地域の社会課題解決という目的のために、機能していると見ることができよう。